

平成30年度税制改正に関するアンケート

公益財団法人 全国法人会総連合

平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われるとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け投資促進税制の拡充等が講じられました（「平成29年度税制改正大綱」より）。

こうした状況を踏まえ、全法連では2月15日開催の税制委員会で平成30年度の税制改正に関する提言の取りまとめに着手いたしました。検討の一助として会員の意向を把握するために、単位会の役員、会員に対しアンケート調査を実施することといたしました。

平成30年度の税制改正について会員の皆さまのご意見を伺いたく、ご協力をお願い申し上げます。平成29年3月末日までに、ファックスか郵送にて別紙回答用紙を事務局までお送りください。

F A X 0 4 6 - 2 6 0 - 0 5 1 5

お問合せ先 大和法人会事務局 大和市中央7-5-18 電話 046-260-0511

* 回答用紙は機械による自動読み取りを行うため、下記の要領でご記入下さい。

— 回答用紙記入に際しての注意点 —

【選択肢】

正：○ を塗りつぶすか、✓ をつけて下さい。

誤：○ の外側に記入されたり、線が薄い場合は読み取れませんのでご注意下さい。



【自由記述欄】

回答欄におさまるように、はっきりとご記入下さい。

【FAXで回答用紙を送信する場合】

自動読み取りの精度向上のため、縮小しないで送信して下さい。

1. 法人税

【改正の概要】

（1）中小企業投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）について、中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品・建物設備等が対象に追加されます。

（2）中小企業向け租税特措置の適用要件見直し

平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度については、中小企業向け租税特別措置の適用が停止されます。

（3）所得拡大促進税制の見直し

中小企業については、現行制度を維持しつつ、2%以上の賃上げを行う企業については、前年度からの給与支給総額の増加額への支援を大幅に拡充（現行制度とあわせて22%）されます。

（4）研究開発税制の見直し

研究開発投資の増加インセンティブを強化するなど、研究開発税制が抜本的に見直されます。

法人税では、600兆円経済を実現するため、企業の「攻めの投資」や賃上げの促進など経済の好循環を促す取組みを進めるとともに、中堅・中小企業を支援する措置が講じられます。

2. 所得税

【改正の概要】

（1）配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限が150万円に引き上げられます。控除額は逡減し、配偶者の給与収入金額201万円で消失します。また、納税者本人に所得制限を導入し、給与収入金額1,120万円で控除額が逡減し、1,220万円で消失します。

（2）積立NISAの創設

積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」（年間投資上限額40万円、非課税期間20年。現行のNISAとは選択適用）が創設されます。

個人所得課税では、喫緊の課題への対応として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われます。その上で、今後数年かけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題について取り組むこととしています。

また、現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAが新たに創設されます。

3. 事業承継税制の見直し

【改正の概要】

(1) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

- ・災害時等における雇用確保要件の緩和
- ・相続時精算課税制度との併用を認める
- ・雇用確保要件について、常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切り捨てる（現行：切り上げ）等

(2) 相続税等の財産評価の適正化

取引相場のない株式の評価（類似業種比準方式）について、①類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える、②配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重を1：1：1にする等の見直しが行われます。

中小企業経営者の高齢化が進行していること等を踏まえ、早期かつ計画的な事業承継の更なる促進が重要であることから、制度を更に使いやすくするための見直しが行われます。また、取引相場のない株式について、相続税法の時価主義の下、より実態に即した評価の見直しが行われます。

4. 地方創生等

【改正の概要】

(1) 償却資産に係る特例措置の対象追加

中小事業者等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の工具、器具・備品等が追加されます。

(2) 地方拠点強化税制の拡充

雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）について、無期かつフルタイムの新規雇用に対する税額控除額が引き上げられる等の措置が講じられます。

アベノミクスの恩恵を未だ十分に実感できていない人々にもアベノミクスの効果を波及させるため、中堅・中小事業者を支援するとともに、地方拠点強化税制を拡充する等、地方創生を支援するための措置が講じられます。

－ 平成30年度税制改正に関するアンケート －

問1 法人税／法人実効税率

平成28年度改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、法人実効税率が段階的に引き下げられ（現行29.97%、平成30年度は29.74%：資本金1億円超の企業の場合の計算）、法人実効税率20%台が実現しました。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる……35.7%
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる……40.5%
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない……7.1%
- ④ わからない……14.3%
- ⑤ その他……2.4%

問2 法人関係／中小企業の賃上げ

安倍内閣では、デフレ脱却に向けて経済界に賃上げを要請しており、平成29年度改正では、中小企業の更なる賃上げを後押しするための支援措置が講じられました。あなたの会社では今年の賃上げ等（定期昇給・ボーナスを含む）についてどう対応しますか。

- ① 賃上げ等をする……22.2%
- ② 賃上げ等を検討したい……27.0%
- ③ 賃上げ等は困難である……40.0%
- ④ わからない……1.6%
- ⑤ その他……3.2%

問3 所得税／配偶者控除

平成29年度税制改正では、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するなどの観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を103万円から150万円に引き上げる等）が行われました。今般の改正について、事業者の立場から、どのように考えますか。

- ① 就業調整の解消等に効果があると思う……51.1%
- ② 就業調整の解消等にはつながらないと思う……32.3%
- ③ わからない……14.5%
- ④ その他……3.2%

問4 所得税／控除方式

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」が採用されていますが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいと指摘されています。与党税制改正大綱では、所得再分配機能を回復する観点から、控除方式のあり方について見直す方針を示していますが、その際、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「税額控除方式」の導入なども検討されています。控除方式のあり方についてどう考えますか。

- ① 「税額控除方式」を導入すべき……29.0%
- ② 現行の「所得控除方式」を見直すべき……37.1%
- ③ 現行の「所得控除方式」を維持すべき……12.9%
- ④ わからない……21.0%
- ⑤ その他……0.0%

問5 相続税／課税のあり方

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後の相続から、基礎控除額の引き下げ等が行われました。国税庁が発表した平成27年分の相続税の申告状況によれば、平成27年中に亡くなった方約129万人のうち、相続税の課税対象となった被相続人数は約10万3千人（前年約5万6千人）であり、課税割合は8.0%（前年4.4%）となっています。相続税についてどのように考えますか。

- ① 課税割合が高すぎるので、相続税の課税を緩和するべき……55.5%
- ② 当面は適用状況を見守るべき……19.0%
- ③ 富の再分配の観点から、相続税の課税を強化するべき……11.1%
- ④ わからない……7.9%
- ⑤ その他……6.3%

問6 事業承継／事業承継の形態

あなたの会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか、お聞きかせ下さい。

- ① 子に事業承継する……34.9%
- ② 子以外の親族に事業承継する……7.9%
- ③ 親族外に事業承継する……12.7%
- ④ 事業を売却する……1.6%
- ⑤ 事業承継はせず廃業する……24.6%
- ⑥ まだ考えていない……27.0%
- ⑦ その他……4.8%

問7 事業承継／事業承継税制

平成29年度税制改正では、贈与税・相続税の納税猶予制度の一部見直し、取引相場のない株式の評価（類似業種比準方式）の見直しが行われました。あなたの会社を事業承継するに当たって、事業承継税制についてどのように考えますか。

- ① 今回の改正を踏まえ、当面は利用状況等を注視すべきである……7.9%
- ② 生前贈与制度の更なる拡充や納税猶予制度のさらなる改善を求めるべきである……27.0%
- ③ 欧州主要国のように事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは控除する新たな制度の創設を求めるべきである……39.7%
- ④ わからない……20.6%
- ⑤ その他……4.8%

問8 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考えますか。

- ① 地方の基幹税として課税強化を図るべきである……1.6%
- ② 現状程度の負担でよいと思う……36.5%
- ③ 負担感が重く、軽減の方向で見直すべきである……57.1%
- ④ わからない……4.8%
- ⑤ その他……0.0%

問9 社会保障制度／給付と負担

少子高齢化により増大する社会保障費を抑制するためには、負担と給付のあり方を見直す必要があります。今後の社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- ① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす……12.7%
- ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する……38.1%
- ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない……31.7%
- ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない……6.3%
- ⑤ わからない……6.3%
- ⑥ その他……4.8%

問10 社会保障制度／年金

将来世代の年金を確保するため、現役世代の平均賃金が下がれば高齢者が受け取る年金の支給額を減らしていくことを柱とした年金制度改革法が、平成28年12月に国会で成立（平成33年度から実施）しました。厚生労働省は、リーマン・ショック級の賃金下落があった場合、一時的に給付が減るものの（0.6%減）、将来世代の基礎年金額は維持できると試算しています。今回の年金改正についてどう考えますか。

- ① 将来世代の年金支給基準を維持することにつながるので評価できる……49.2%
- ② 現行の年金の支給額を減らすことにもつながるので評価できない……28.6%
- ③ わからない……12.7%
- ④ その他……9.5%

問11 社会保障制度／医療・介護

2025年には団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となることから、医療・介護などの社会保障費の急増が大きな課題となっています。このため、現役世代並みの所得がある高齢者だけではなく、一定の所得がある高齢者にも応分の負担を求めていくことになっています。高齢者の負担についてどう考えますか。

- ① 高齢者にも応分の負担を求めていくべき……77.8%
- ② 高齢者の負担を増やすべきではない……20.6%
- ③ わからない……0.0%
- ④ その他……1.6%

問12 地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲……24.2%
- ② 地方税財源の充実……8.3%
- ③ 道州制の検討など広域行政による効率化……5.0%
- ④ さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充……7.5%
- ⑤ 地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立……25.5%
- ⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化……30.0%
- ⑦ その他……0.0%

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

平成30年度税制改正に関する提言

公益社団法人 大和法人会
税制委員会

I. はじめに

(1) 最近の経済状況を見る

2017年は1月にアメリカにトランプ政権が誕生し、3月にはイギリスがEUを離脱した。EUを巡っては移民問題を背景に、加盟国の中に離脱を訴える政党が台頭し不安定な様相を呈する。ISの勢力拡大や、誰もが予想しなかったトランプ氏が大統領選に勝利など、今、世界では既成概念や秩序が大きく動こうとしている。流動化する世界の金融市場では日本が金利を下げて、円高が進むように、為替相場や株価は一国の思惑通りには進まず、外的な要因に作用されやすい。

日本では2012年に発足した安倍政権が金融緩和、財政出動、成長戦略を三本の柱とする「アベノミクス」を発表し、異次元の金融緩和で円安と株高を誘導し、企業が賃金を引き上げ、消費需要が高まるという成長戦略・構造改革政策で長期低迷から脱出する、というシナリオを描いた。内閣府は先ごろ、景気動向指数により、景気回復が1990年代のバブル期を抜いて戦後3番目になったと発表した。その実感は乏しい。

企業は海外生産の拡大により収益構造を改善することで利益を産みだし、賃上げは国内の慢性的な人手不足によるもので、底堅い景気回復によるものとは言い難い。依然、デフレからの脱却は達成できておらず、政策は期待されたような成果を上げていないように思われる。

(2) 税制改正要望のための基本的立場

改めていうまでもなく、わたくしたちが受ける行政サービスは私たちが納めている税金で賄われている。今年、大和法人会の新春講演会にお招きした三木義一先生（青山学院大学学長・民間税制調査会座長）は講演の中で、私たちが行政サービスを受け、より優れた行政サービスを望むのであれば、「増税は正義」であるが、その大前提は主権者としての国民が為政者に税を託すことにある、とおっしゃった。憲法で主権在民を謳いながら、納税を義務としたことで、多くの国民が税は取られるものと誤解し、選挙ともなればバラマキともいえる無責任な「減税」が喧伝される中では、日本の活力を税制面からいかに支えるか、という重要な視点が抜けている。

私たち法人会は明確な理念と問題意識に基づき、税制に取り組まなければならない。雇用や子育て、老後のことなど、将来を憂えることなく安心して過ごせる希望がある社会の実現を税制面から確立したい。

日本の中小企業数は全企業数の99%以上といわれ、国民経済の基礎を担っている。政府が進めるべき政策は、大企業だけでなく日本経済を支える中小企業の健全な維持発展と、国

民生活のための経済を支える政策でなくてはならない。政府は「税収中立」（減税分を増税により補う）の立場から、大胆な構造改革ができていない。国家財政の健全化と国民経済の安定化のバランスをいかに確保するか。このような視点から、会員から寄せられたアンケートを基に大和法人会税制委員会でもとめた「平成 30 年度税制改正に関する提言」を以下に記す。

II. 最重点項目

大和法人会税制委員会として次の 3 項目を最重点項目として特に主張したい。

（1）軽減税率制度の廃止

平成 31 年 10 月の消費税改正に合わせて軽減税率が導入されることが正式に決定した。軽減税率適用は線引きが難しく、事務処理が煩雑になるため、その導入に反対し「消費税率 10%までは単一税率と弱者保護観点からの給付付き税額控除」を主張する。

かつて「特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度」が私たち法人会の主張を受け入れ、廃止になったように軽減税率の導入については法人会を挙げて反対の声をあげるべきだと考える。

（2）事業継承税制の課税免除化

事業承継に当たり市場価格がない（価値がない）株式は「非課税」とすべきである。また、地域経済の担い手として事業を継続するための事業継承であれば、日本の農地相続や欧州国に見られるような「課税免除」にすべきである。

（3）少子化対策としての扶養控除制度の見直し

現在、扶養控除の金額は第 1 子、第 2 子とも変わらないが、第 1 子よりも第 2 子、第 2 子よりも第 3 子の控除額を増額し、控除できない場合は給付を行うことで、税制面から子育て世代を応援する扶養控除制度の確立を主張する。

III. 各 論

III-1 法人税

日本の税制は世界一複雑ともいわれている。その主な理由は政治的要請を租税特別措置法として張りぼてのように盛り込んでいることにある。

景気浮揚・中小企業保護・IT化の推進等など、条件に一致する場合に限り一時的に減税をしたり、特定の財源を確保するために、一時的に増税をする、これらの政治的要請を税制で達成しようとせず、例えば減税であれば補助金として支給するなどすれば、税制は簡素化されるはずだ。

また、徴収事務も消費税に倣い、国税として一括徴収したものを地方へ配分する制度を導

入することで納税者が煩わしさから解放されるのではないか。

(1) 法人税率軽減について

一般的に、法人税率の軽減は企業の立場からは歓迎であることは言うまでもない。しかし、国家財政の立場からは、歳出の削減をせずに「減税」を行うとすれば、減税するために新たに担税力があるところから、財源を確保する必要性が生じるという矛盾が起こる。そこで、外形標準課税の導入や繰越欠損金控除限度額の引き下げなどで税収確保を図ろうとするが、減税分を全て歳出から削減しなければ「減税」とは名ばかりの「増税」になってしまう。

平成 23 年当時の日本の法人税率は国と地方を合わせた法人実効税率が 39.54%で、このことが企業の国際競争力低下や、事業コスト低減を求める企業の空洞化（租税を回避して法人税の安い他の国に事業を移す傾向）の原因の一つに挙げられていた。その後、法人税率は毎年引き下げられ、平成 28 年には国と地方を合わせた法人税の実効税率は 29.97%となった。

日本の財政状況を考えた場合、今後も引き続き法人税率を引き下げることが容易ではない。法人税率引き下げによってもたらされた利益が賃上げや設備投資に回らず、企業の内部留保となって蓄えられたままでは、法人税率を下げる政策目標と現実の乖離が生まれる。また、「タックス・ヘイブン」問題を目の前にする時、法人税減税政策の正統性が損なわれてしまう。

これからの企業成長は法人税率の軽減に頼るのではなく、規制緩和によるべきだと考える。実際に、医療分野では規制緩和により新薬開発の国際競争力が大いに高まり、今後の成長が期待されている。日本には様々な規制が存在し、これが自由な事業活動を阻害しているのが実情でもある。大胆な規制緩和を図ることで、企業が本来持つ能力を 100%発揮する環境が生まれ、新たな事業創出や国内企業活動の活性化と成長、新規海外事業者の受け入れを図ることができると思う。

(2) 中小法人課税の適用範囲について

法人税軽減税率が適用される判断基準については、現行の資本金 1 億円を支持するか、資本金以外の指標を採用すべきかは意見が分かれるところである。

日本において中小企業は地域経済の担い手として「地域経済の活性化」と「就業機会増大」に寄与し、大手企業の製品も大半が中小企業の部品供給によって支えられており、「MADE IN JAPAN」の信頼性は全国の中小企業が支えていると言って過言ではない。

また、中小企業の中には納入先からのコスト削減に応じるため、懸命に努力を重ね利益を出している企業もある。こうした厳しい経営環境にある中小企業の保護と健全な育成のために軽減税率は必要な施策である。他方、本来は財務状況が必ずしも脆弱とはいえない企業が、この制度を利用し、課税を軽減するために資本金の「減資」を行うことで優遇税制の適用を受けるケースもあると聞く。公正・公平な課税のためには、中小法人課税の適用範囲を「資本金」だけではなく「資本金及び資本準備金」に見直すことを提案したいと思う。

(3) 償却資産税

中小企業が、取得する新規の機械装置について3年間固定資産税を1/2に軽減するという措置は、史上初となる固定資産税での設備投資減税であり、赤字中小企業にも大きな効果が期待されるものである。しかし、導入に当たっては生産性向上計画を策定した上で事業所管大臣の認定を受けなければならない、必ずしも使い勝手が良いものとはいえない。

III-2. 消費税

「リーマンショック並みの経済減速か大震災」がない限り必ず実施するとされていた平成29年4月の消費増率引き上げは、あっさり平成31年10月に延期されることになった。

「社会保障と税の一体改革」は、少子高齢化が進む日本において、膨らみ続ける社会保障費捻出のために発行する赤字国債を廃止し、財政健全化を達成することを目標としており、その財源として消費税増税は避けて通ることができないものである。政府は目先の政局や利益にとらわれて国民を困惑させるのではなく、不退転の決意をもってこの課題に取り組むべきである。また、本来納められるべき消費税が納められない「益税」は国と地方を合わせて6,000億円に上ると推計されている。これをどうするのかは喫緊の課題である。

(1) 軽減税率制度

消費税引き上げ時期を変更したことも問題であるが、それ以上に問題なのが、痛税感緩和のために軽減税率を導入することである。

当会では当初より税制改正提言において、消費税の軽減税率適用は線引きが難しく、事務処理が煩雑になるため、その導入に反対し「消費税率10%までは単一税率と弱者保護観点からの給付付き税額控除」を主張しており、軽減税率導入については改めて見直しを求める。

そもそも、軽減税率を「酒類・外食を除く飲食料品」に適用するために必要とされる1兆円の財源のうち確保できている財源は4,000億円にとどまり、残りの6,000億円については「安定した恒久的な財源」の確保見通しがいまだに立っていないにも拘らず、国会では議論すらない。

当会の税制委員会委員の中からは「なぜ新聞が軽減税率の対象」で個人の生活に直結する電気・ガス・水道料金等の「生活インフラのためのコスト」が消費財軽減の対象ではないのか全く理解に苦しむ、という意見も出ており、対象品目の線引きに政治的な意図を含んだ恣意性が透けて見えるように思える。

法人会には様々な業界の多種多様な会員が存在する。その中には軽減税率の導入について業界を挙げて推奨する会員企業もいることも併せて付す。

(2) 事務負担

軽減税率の導入に伴い「平成35年のインボイス導入」までは現行の経理処理で対応できる「区分記載請求書等保存形式」で処理することになるが、この制度は請求書へ軽減税率対

象品目であること、税込で税率ごとに合計した対価の金額記載を求めており、免税業者であっても課税取引業者と取引する場合は区分記載請求書の発行が求められ、確実に事務負担が増加するとともに、大きな混乱が予想される。

移行猶予の時間が限られている中、政府は中小企業が危惧する煩雑な経理処理、事務負担増加に伴う人件費増、ソフトウェア更新、レジスターやITシステム導入のための費用負担に関して、包括的な補助金制度の充実等、速やかに措置すべきである。インボイス制度導入に際し中小事業者に配慮した移行措置と柔軟な制度設計を強く求める。

導入に当たっては本制度を会員企業へ周知することは税制委員会の取り組むべき大きな課題であるとする。

II-3. 事業継承

事業承継に当たり市場価格がない（価値がない）株式は「非課税」とすべきである。また、地域経済の担い手として事業を継続するための事業継承であれば、一定条件下での「課税猶予」ではなく、日本の農地相続や欧州国に見られるような「課税免除」にすべきである。

企業が存続すれば地域経済も活性化し、例え事業が赤字であっても従業員の所得税収入等継続的な税収増につながると考えるべきだ。

現行制度は多くの事業所が事業継承に悩み最悪の場合は廃業に追い込まれる、という弊害のみが目立つ制度で、中小事業者は全く満足していない。

II-4. 所得税

平成29年度税制改正では「配偶者控除限度額」が現行の103万円以下から150万円以下に引き上げられた。これにより年収調整による「女性の社会進出の妨げ」とされている配偶者控除限度額を見直したことは評価できる。しかし103万の「壁」は移動されたが、他方106万円の「壁」130万円の「壁」が残る構造は変わっておらず、抜本的な改革からは、ほど遠い。

130万円を超えて自らが社会保険に加入する場合は、おおよそ160万円の収入がないと世帯収入の合計が減ると試算されている。

これらのことが女性の労働抑制につながる大きな要因にもなっている。「社会保険扶養適用外基準」の見直しが必要である。

(1) 扶養控除

少子化対策としてフランスでは、所得税の課税方法に「N分N乗方式」を導入し、少子化を克服したといわれている。

単純に日本でN分N乗方式を導入しても、世帯の誰か一人が高所得な場合以外、少子化対策にプラス効果は働かないが、子供がいる家庭を優遇する税制の構築に取り組むべきだ。

現在、扶養控除の金額は第1子、第2子とも変わらないが、例えば第1子よりも第2子、

第2子よりも第3子の控除額を多し、控除できない場合は給付措置を講ずることで、税制面から子育て世代を応援することが可能ではないだろうか。

II-5. 固定資産税

政府は待機児童の解消をめざしているが、「認可保育所」は土地や建物にかかる固定資産税や都市計画税が非課税にもかかわらず、企業が主に従業員に向けて整備運営する「企業主導型保育所」については、固定資産税が半額税負担となっている。

待機児童解消のため認可保育所同様に全額非課税にすべきではないか。

II-6 印紙税

契約書や領収書に貼る印紙も、ネット上で交付するなら必要ない、というのは合理性がなく、時代に合わない税方式といえるのではないか。但し国税庁の統計によれば、印紙による税収は1兆49億円（平成27年度）で、国税収入全体に占める割合が1.8%と、廃止するためには代替の税収が必要なため、実現のハードルは高いが、商業活動に与えるメリットも見逃せず、段階的な廃止に取り組むべきだ。

II-7 地方行政制度改革

地方行財政改革のためには、規制緩和により国の強権的な中央集権統治機構のあり方を改めるとともに、地方の自主決定により、地域特性を活かした経済発展をめざすことはもちろん、単年度会計を改め複式簿記導入による行政コスト計算結果公表など予算の無駄を発見しやすくするための財政改革に取り組むべきである。

そのためには地方交付税交付金に頼らない財政基盤の確立と徹底した無駄の削減による身の丈予算を策定し、真に必要な住民サービス・政策のために税金を使うシステムを構築しなければならない。

近年、都市間で行政サービス競争が生じ、コスト意識の欠如した行政の関与による過剰なサービス提供が行われる傾向がある。このことが民業を圧迫し民間活用の途を断っているとも言える。

行政は民間を活用し、外部委託を増やすことで行政のスリム化を図るべきだ。

II-8 社会保障制度

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウェイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行う必要がある。

年金制度については、長期的な給付と負担の均衡を図り、将来にわたって制度の持続可能性を確保していくことと、同時に、老後の生活を最低限保障しなくてはならないという命題との間で、いかにバランスを保つのが課題である。

介護保険・医療保険制度については、今後益々の費用負担が見込まれる。制度の持続を確保するとともに、現役世代と高齢世代の公平化を図るために、今後は介護予防を重視したシステムへの転換および、疾病の予防を重視した保健医療体系に転換することが必要となる。

また、新たな問題として「子どもの貧困」問題がある。この問題の背景には、非正規雇用の増大と賃金の低迷、シングルマザーの増加と子育て支援の不足等、家族や地域コミュニティーの崩壊等、多くの要因があるが、少子化の現在、子どもを社会全体で育てるという理念を公的な制度構築に向けなくてはならない。最近、著しい勢いで「社会的経済的格差」の拡大が生じており、放置できない問題として前景化している。

III. 結びに

私たちが納めている税金は、正しく世の中で使われているのだろうか。また、税は誰のために何のためにあるのか。この問いを幾度も繰り返さなくてはならない。

再び、日本の抱える大きな課題を想起することで、問題提起に替えたい。

東日本大震災の復興のため、源泉所得税については平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間、2.1%の復興特別所得税を併せて徴収することになった。この復興特別税は目的税であり、東日本大震災の復興のために使われるべき税金だ。しかし、私たちが納めた復興特別税は確実かつ期待通りに震災復興に役立つよう執行されているのだろうか。

復興庁のホームページによれば、平成 27 年度末の復興特別税の歳入は 51,344 億円に対し歳出は 37,098 億円で、14,245 億円が執行されず翌年度への繰り越しとなっている。繰り越しの理由は、「歳出において、地元住民との合意形成に時間を要したことなどにより不測の日数を要したこと等のため、翌年度へ繰り越しが生じたこと等によるもの」とされている。現実はどうだろうか。平成 28 年 3 月末現在の避難住民は 14 万人、災害公営住宅着工数 66.2%、高台移転 49.7%、公共インフラおおむね終了。（復興庁ホームページより）と、数字を見る限り、復興への道のりは、まだまだ遠い。より具体的に目に見える形で、震災からの復興が加速されなくてはならない。

また、復興の足かせになっている東京電力福島第一原発の問題はどうだろうか。廃炉に向けての取り組み状況を東京電力のホームページで確認すると、平成 29 年 4 月現在、福島原発 1 号機の「プラントの状況把握と燃料デブリ取り出しに向けた研究開発及び除染作業に着手」とあり、改めて作業の困難さを実感する。このような中で、ロードマップに記載されている「2020 年度燃料取り出し開始」が予定通り実施出来るかどうかも全く不確定な状況である。東京電力と原子力規制庁を主体とする現在の体制と予算で、全国家レベルあるいは地球レベルの事故の収束と安全な廃炉への道筋を見出すことは困難ではないかという不安が

募る。この巨大な負債を私たちの次の世代に先送りしてはならない。

私たち国民が納めた税金は、まさに日本全国民の生存を支え、未来に向けて安全で安心な社会を築くための政策実現のための世代を越えた原資である。国・地方問わず、これを使途する予算配分の適正化・公正化・効率化を図ることで、有効に活用されなければならない。また国策の誤りによって、新たな貧困や不公正が社会に広がることはあってはならない。

さらに提起したい問題として、最近「パナマ文書」の報道によって明らかになった「タックス・ヘイブン」問題がある。これまで明らかにされてなかった国際的な税逃れのカラクリに漸くメディアのスポットライトが当たった。所得・資産の格差とそれによる弊害は全地球を覆う問題になっており、他方で日本国内においても社会格差が急拡大し、新たな貧困問題が広がっている。一部富裕層や巨大グローバル企業に集中している資産や所得に対して、それを捕捉し適正な課税を行い、以って国家財政を安定化させ、適切な政策と税の再配分によって、人々が遍く安心して暮らせる社会を実現する。そのための税制を確立しなくてはならない。

問題の根は深く広い。しかし短期的な目先の損得にとらわれることなく、100年先を見据えた「百年の国造り」を推進すべく、私たち法人会は「税金が生かされ、納めがいがあるものか」を尺度に、税制面から国政を厳しくチェックする役割を、今まで以上に効果的に果たしたいと願っている。

(了)